県内の農林水産業や観光業等の皆さまへ



福島県内において

農林水産業や観光業等への風評被害 に対応するための事業を行う方

を対象とした税の優遇制度があります!

福島復興再生特別措置法 〈特定事業活動に係る税の優遇措置〉

福島県内で特定事業活動※1を行い、

設備投資や被災者の雇用を行う場合、

課税の特例 を受けることができます。

※ 1 特定事業活動:特定風評被害※2がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始

又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動

※ 2 特定風評被害:放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売

等の不振並びに観光客の数の低迷

申請できる方

以下①、②のいずれかの事業分野に属し、福島県内において特定事業活動を行う個人事業者又は法人

【知事の指定を受けた後、その適切な実施について認定が必要です】

- ① 農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業
- ② 福島における観光の振興に資する事業(観光旅客の来訪や滞在の促進等)

《お問い合せ先》

- ▶ 制度概要について 福島県企画調整部風評・風化戦略室 TEL: 024-521-1129
- 指定・認定申請について 福島県内各地方振興局企画商工部

避難地域の税制

検索



■手続きの流れ 知事の指定を受けた後、その適切な実施について認定が必要です

指定申請

指定(知事)

雇用

設備投資

実施状況報告

認定 (知事)

■特例の内容

● 特定被災雇用者等を雇用する場合

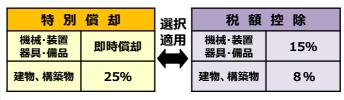
指定を受けた個人事業者又は法人が、特定被災雇用者等を雇用し、県知事の認定を受けた場合、当該特定被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額控除

(指定を受けた日から5年間)



● 設備投資を行う場合

指定を受けた個人事業者又は法人が、特定事業活動の用に供する機械・装置、器具・備品、建物等を取得し、県知事の<u>認定</u>を受けた場合、当該機械・装置等を取得した際の特別償却又は税額控除



申請により、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免も可能

(注)上記「特定被災雇用者等を雇用する場合」と「設備投資を行う場合」は選択適用。

■本税制を活用することができる期間

